

茨城県報

号外第30号

昭和63年3月10日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●保安林の指定の予定(林業課).....	1
●新規土地改良事業の適当決定(9件)(農地管理課).....	2
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(").....	5
●定款変更の認可(").....	5
●道路の供用開始(3件)(道路維持課).....	6
●二級河川の一部用途廃止(河川課).....	7
●都市計画事業の変更認可(下水道課).....	7
●土地区画整理法に基づく換地処分(都市計画課).....	7
●土地改良区役員の就退任(土地改良事務所).....	8

公 告

●県営土地改良事業計画の変更(農地管理課).....	9
----------------------------	---

告 示

茨城県告示330号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

昭和63年3月10日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町頃藤字吉ノ目606, 617, 619, 620, 630, 631, 643の1, 字川下676の2, 678の2, 806の1, 字堰場858, 862の1, 大字頃藤字堰場858の1, 859, 859の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、八溝地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第 331 号

井出姥沢堰土地改良区から昭和63年 1 月21日付けで認可申請のあった井出地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 井出姥沢堰土地改良区定款の写し
井出地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日
- 3 縦 覧 の 場 所 協和町役場

茨城県告示第 332 号

大和村西土地改良区から昭和62年12月25日付けで認可申請のあった尾ナシ地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 大和村西土地改良区定款の写し
尾ナシ地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 大和村役場

茨城県告示第 333 号

大和村西土地改良区から昭和62年12月25日付けで認可申請のあった川端地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 大和村西土地改良区定款の写し
川端地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期日 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所 大和村役場

茨城県告示第 334 号

村田村外三ヶ村土地改良区から昭和63年 1 月13日付けで認可申請のあった鷺島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
鷺島地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第 335 号

村田村外三ヶ村土地改良区から昭和63年 1 月13日付けで認可申請のあった村田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
村田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第 336 号

岩瀬町長金田貢から昭和63年 2 月 5 日付けで認可申請のあった池亀地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 池亀地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 岩瀬町役場

茨城県告示第 337 号

岩瀬町長金田貢から昭和63年 2 月 5 日付けで認可申請のあった亀岡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 亀岡地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 岩瀬町役場

茨城県告示第 338 号

岩瀬町長金田貢から昭和62年12月11日付けで認可申請のあった神田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 神田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 岩瀬町役場

茨城県告示第 339 号

那珂町長浅川泰郷から昭和62年10月19日付けで認可申請のあった鴻巣地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 鴻巣地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 4 月 4 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 那珂町役場

茨城県告示第 340 号

昭和63年 2 月16日付け農管指令第44号をもって認可した初原地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 341 号

昭和63年 1 月14日付け農管指令第16号をもって認可した御所内地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 342 号

昭和62年 9 月 4 日付けで小野川沿岸土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により昭和63年 3 月 1 日認可した。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 343 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道大穂千代田線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字小田字砂田1889番1から
つくば市大字大形字柳沢2064番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月10日

茨城県告示第 344 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道高萩塙線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字高戸字権現前362番2から
高萩市大字上手綱字河原613番7地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月12日

茨城県告示第 345 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道高萩塙線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字上手綱字寿登禮3295番1から
高萩市大字上手綱字ヌカリ2572番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月12日

茨城県告示第 346 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 二級河川大北川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和63年 3 月10日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
北茨城市磯原町磯原字東橋場198番地先から 北茨城市磯原町磯原字東橋場207番地先まで	土 地	5,516.62㎡

茨城県告示第 347 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 波崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画下水道事業波崎町三番蔵都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和54年 2 月13日から昭和70年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 な し
 - (2) 使用の部分 大字太田字三番蔵、押揚及び若松中央 2 丁目、若松中央 3 丁目、太田新町 1 丁目の各一部

茨城県告示第 348 号

桜ヶ丘土地区画整理組合施行の桜ヶ丘土地区画整理事業については、換地処分があったので土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 349 号

鹿島郡神栖町大字下幡木に事務所を置く下幡木土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 3 月10日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字下幡木861	理 事	馬 場 安 雄	
" " " 816	"	横 田 兼 一	
" " " 881	"	古 徳 善 八	
" " " 891-1	"	沼 田 武 男	
" " " 828-2	"	細 谷 明	
" " " 841-2	"	小 沼 寅 男	
" " " 815	監 事	横 田 秀 雄	
" " " 834-1	"	沼 田 謙 司	
" " " 875	"	谷 藤 政之助	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字下幡木861	理 事	馬 場 安 雄	
" " " 845	"	谷 藤 新 一	
" " " 881	"	古 徳 善 八	
" " " 38	"	立 花 勝 吉	
" " " 900	"	石 津 茂	
" " " 891-1	"	沼 田 武 男	
" " " 800	"	新 川 与 一	
" " " 816	"	横 田 兼 一	
" " " 835	"	新 川 文 夫	
" " " 876	"	横 田 多 門	
" " " 815	"	横 田 太可雄	
" " " 878	"	額 賀 成 一	
" " " 834-1	監 事	沼 田 謙 司	
" " " 889	"	石 津 昭 二	
" " " 829-1	"	沼 田 豊 一	

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営松岡地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 3 月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営松岡地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和63年 3 月11日から昭和63年 3 月31日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 高萩市役所



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)